

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法、その他の地方税に関する法律、条例に基づき、国民健康保険税を賦課する。 ①国民健康保険税の賦課 ②国民健康保険税の減免 ③国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知、税額通知) ④国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減)
③システムの名称	国民健康保険税システム、行政基本システム、総合収納管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、行政基本情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2 第27項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I－5－②	税務課長 林 利夫	税務課長 石毛 春夫	事後	
平成30年4月1日	II－1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II－2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I－5－② 所属長の役職名	税務課長 石毛 春夫	課長	事後	
平成31年4月1日	II－1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II－2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II－1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II－2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5321	税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321	事後	
令和3年9月15日	I－4－② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第2 第27項	・番号法第19条第8号 別表第2 第27項	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	II－1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II－2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	税務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5321	事後	
令和5年9月15日	II－1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	II－2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	